

## 弥富まちなか交流館ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 目的について

弥富市では、行財政改革の取組の一つとして、「経営資源の活用」及び「民間との連携強化」の視点から、民間資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、市が所有する施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、施設に愛称を表示するとともに、市ホームページ、広報等による公表や自社の管理下にある広告媒体においてパートナーであることを掲載することにより、企業等を幅広くPRすることができます。

### 2 募集概要について

#### (1) 対象施設

施設名	弥富まちなか交流館	
所在地	弥富市前ケ須町南本田 347	
敷地面積	10,759 m <sup>2</sup> （本庁舎と同一敷地）	
延床面積	4,035 m <sup>2</sup>	
構造	鉄筋コンクリート造	
主な施設 (リニューアル後)	3階	商工会、ホール、屋外テラス
	2階	図書館、やとみつけベース（弥富市市民活動センター）
	1階	YaToMi AQUA（弥富金魚水族館）、歴史民俗資料館
	屋外	イベント広場
年間利用者数	約 17 万人（直近の調査より）	
施設の魅力	弥富まちなか交流館は、駅、市役所、小学校、病院などが集まる市の中心エリアに位置する複合公共施設である。また、近年では YaToMi AQUA、やとみつけベースの整備により、観光の情報発信拠点や地域の活動拠点としての役割も高まっている。令和7年度には、更なる施設の魅力向上を目指し、「目的があってもなくても立ち寄れるワクワクする空間への再生」をコンセプトに、図書館リニューアルやイベント広場・屋外テラスの新設、商工会の事務所移転等のリニューアル工事を実施する。	

#### (2) 契約期間

3年以上10年以下

愛称の使用開始日は、市民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて協議することとします。

(3) ネーミングライツ料

年額 66 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

ネーミングライツ料のほか、消費税及び地方消費税が別途必要となりますので、提案金額には、消費税及び地方消費税を含めてください。

(4) ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料のほか、愛称変更に伴う負担区分は次のとおりです。

区 分		市	パートナー
応募に要する経費等			○
看板等の表示変更	敷地内	○	
	敷地外	○	
契約期間終了後の原状回復			○
契約期間中における看板の毀損及び汚損、紛失等の復旧			○
パンフレットの新規作成	部 数	1,000 部	○
	サ イ ズ	A5 版	
	刷 色	オールカラー	
	製 本	中綴じ製本	
	基本頁数	12 頁	
	用 紙	マット紙 110kg	
市ホームページの表示変更		○	

(5) 地域貢献の提案

パートナーとして、当該公共施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案をお願いします。

### 3 愛称について

- (1) 「まちなか交流館」を含むものとします。
- (2) 法人格（株式会社、有限会社等）は含めないものとします。
- (3) 分かりやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとします。
- (4) 弥富市ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条に規定する要件を満たすものとします。
- (5) 契約期間内において、原則、変更しないものとします。
- (6) 条例等に基づく施設名称は変更しないものとします。
- (7) 本庁舎及びまちなか交流館における建物内の案内表示は原則、変更しないものとします。

### 4 応募資格について

パートナーは、法人とします。ただし、次の事項に該当し、又は該当する事業等を行う法人は除きます。

- (1) 国税、愛知県税及び弥富市税を滞納している事業者

- (2) 本市において指名停止を受けている事業者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中の事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を行う業種若しくは事業者又はこれに類似する営業を行う業種若しくは事業者
- (5) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を行う業種又は事業者
- (6) たばこに関する業種又は事業者
- (7) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種又は事業者
- (8) 法令等に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (9) 社会上の問題となっているものに関する業種又は事業者
- (10) 弥富市暴力団排除条例（平成 23 年弥富市条例第 18 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有する事業者
- (11) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

## 5 応募方法について

- (1) 応募期間  
令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 10 月 31 日（金）
- (2) 提出書類
  - ①弥富市ネーミングライツ事業申込書
  - ②誓約書
  - ③法人等の概要
  - ④登記事項証明書
  - ⑤直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - ⑥直近 1 事業年度分の税務署が発行した法人税、消費税、及び地方消費税の納税証明書
  - ⑦直近 1 事業年度分の愛知県の県税事務所が発行した法人県民税の納税証明書
  - ⑧直近 1 事業年度分の弥富市が発行した法人市民税の納税証明書

※⑦及び⑧については、愛知県及び弥富市に納税義務がある法人に限ります。

※④及び⑥～⑧については、証明年月日が書類提出時から遡って 3 か月以内の原本又は写しをご提出ください。
- (3) 提出部数  
1 部
- (4) 提出先  
弥富市役所総務部企画政策課行政経営グループ（本庁舎 4 階）  
〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
- (5) 提出方法  
持参又は郵送

(6) 受付時間

<持参>

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

<郵送>

令和7年10月31日（金）必着

(7) 質問事項の受付等

下記の連絡先までお問い合わせください。

<TEL>0567-65-1111

<FAX>0567-67-4011

<メール>gyokei@city.yatomi.lg.jp

## 6 選定方法について

(1) 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、市職員で構成する審査委員会を設置し、優先交渉権者(※)について審査及び選定を行います。優先交渉権者と契約の合意に至らない場合は、交渉を打ち切り、次点の応募者と締結に向け交渉するものとします。

なお、応募が1者の場合も審査委員会を開催します。

※他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができる者

(2) 審査内容

審査項目	審査基準	配点
愛称案	・デザインは適切か ・市民に分かりやすく、呼びやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20
提案条件	・契約金額の多寡 ・契約期間の長短	50
パートナーとして適切か	・当該施設のイメージアップに繋がる提案内容か	30
合計		100

※全委員の得点を審査項目ごとに平均し、それぞれの平均得点が配点の6割以上かつ合計得点が80点以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。

(3) 審査結果の通知

選定後、速やかに応募者全員に審査結果を通知します。

なお、審査結果の通知後は、特段の理由がある場合を除き、契約締結辞退はできません。

## 7 契約締結等について

6の選定方法により選定された優先交渉権者との最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。その後、市ホームページでの掲載や報道機関へ情報提供することにより広く公表します。

## 8 ネーミングライツ料の支払いについて

ネーミングライツ料の支払いは、年度ごとに一括で、本市が発行する納入通知書により指定する日までにを行うこととします。ただし、1年に満たない期間については月割りとし、1円未満の端数が生じる場合は、契約総額と同額となるように納付することとします。なお、分割して支払うことはできません。

## 9 契約の解除等について

次のいずれかに該当する場合、決定の取消し又は契約の解除とすることがあります。なお、決定の取消し又は契約の解除に伴う原状回復等に必要な費用はパートナーの負担とし、既にネーミングライツ料を納入している場合は返還しないものとします。

- (1) 応募書類の内容に虚偽又は不正の記載が判明した場合
- (2) 応募資格要件を失ったとき又は社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれるおそれがある場合
- (3) 市が指定する期日までにネーミングライツ料の納入がない場合
- (4) その他市長が適当でないと認める事由が生じた場合

## 10 リスク負担について

変更した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の知的財産権（著作権、商標権等）を侵害した場合の負担は、パートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とパートナーが協議し決定します。

## 11 その他

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 提出された書類等の変更、差替え又は再提出はできません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- (4) 情報公開請求があった場合には、弥富市情報公開条例に基づき提出された書類等を公開することがあります。
- (5) 応募を途中で辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。